

令和4年度 介護助手体験受入事業 実施要領

1 目的

- (1) これまで介護業務に携わったことがない方に、介護助手として職場体験する機会を提供し、実際の仕事や職場の雰囲気を知ってもらうことで、介護事業所での就業を促進する。
- (2) 介護助手を導入しようとする県内介護事業所に対し必要な支援等を行うことで、介護助手導入事業所の拡大を図る。

2 対象者

- 主に60歳以上の者を対象とする。
※ただし希望があれば60歳未満の者の体験を受け入れることも可

3 体験内容

- (1) 介護現場、介護助手などに関する事業所内研修
- (2) 介護の周辺業務の体験

4 体験先事業所

- 県内の介護事業所 100事業所程度

5 実施期間

- 令和4年8月～令和5年2月

6 体験期間

- 参加者1人あたり、原則1日(6時間程度)とする。
【実施例】事業所内研修(3時間)→施設内で昼食提供→体験(3時間)
※ただし参加者と事業所間の合意があれば、複数日(例:3時間×2日間)に分割したり、体験期間を延長(例:3時間×3日間)しての実施も可

7 体験先事業所の選定基準

- (1) 介護助手を雇用する意思があり、福祉人材センターへ介護助手の求人票を提出できること
- (2) 介護助手に担わせる業務について、仕事の整理(切り分け)ができていること
もしくは、体験事業実施前までに整理する(切り分ける)意思があること
- (3) 参加者募集にあたり、近隣住民等に対する広報活動(チラシ配布等)ができること

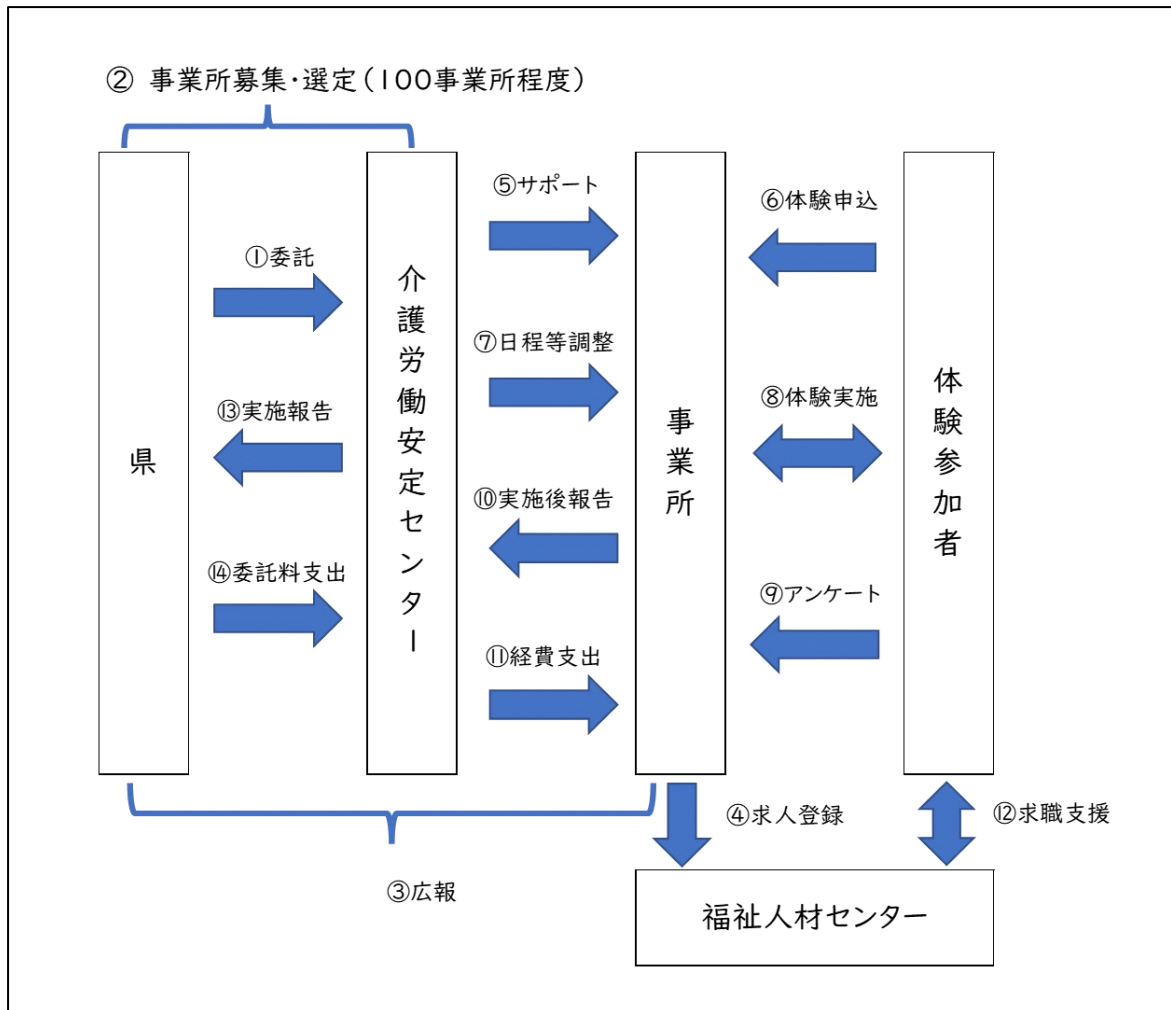
8 体験先事業所が実施すること

- (1) チラシ作成・配布等による事業周知(チラシひな型は提供します)
- (2) 福祉人材センターへの介護助手求人登録
- (3) 体験事業参加希望者からの申込み受付・日程調整
- (4) 申込み状況等について事前報告
- (5) 体験事業実施(事業所内研修、介護の周辺業務の体験)
- (6) 参加者へアンケート実施(アンケート様式は提供します)
- (7) 実施状況についての報告(報告様式は提供します)

9 体験先事業所に対するサポート内容

- (1) 全体版チラシを作成し、各自治体や関係団体等へ周知
- (2) 個別事業所用チラシひな型のデータを作成し、参加事業所へ提供
- (3) 仕事の切り分け方など、介護助手導入にあたってのポイント等について参加事業所に対し助言
- (4) 介護助手の導入を希望する事業所に対し、必要に応じ、就業規則や賃金規程、キャリアパスの見直し等の労務・労働環境整備に対する支援
- (5) 必要経費(事業所用経費)を事業所に対し支出

10 事業の流れ



11 事業所に支払われる経費
15,000円/1事業所
(広報費(チラシ作成代、新聞折込代)、説明資料印刷代、昼食提供代等)
※チラシのひな型は後日データにて提供

12 体験者に支払われる経費
なし

13 参考
福祉人材センター(佐世保人材バンク)
: 県の委託により、長崎県社会福祉協議会内に設置されている、福祉専門の無料職業紹介所です。県北地区については、佐世保市社会福祉協議会内の佐世保人材バンクが同業務を担っています。